

令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について

岩手県人事委員会委員長談話

本県の職員においては、人口減少対策や東日本大震災津波からの復興を始め、県が直面する様々な課題や、度重なる自然災害等の突発的な業務への対応など、各分野において日々職務に全力を挙げて精励していることに対し、心から敬意を表します。

本日、岩手県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行いました。

(給与勧告の基本的考え方)

- 1 本委員会は、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえ、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視するとともに、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ってきました。

(職員の給与に関する事項)

- 2 本年4月の月例給については、職員給与が民間給与を平均 10,958 円 (3.11%) 下回っていることから、これに見合うよう給料表全体を引き上げ、その改定に当たっては、人材確保の観点から、初任給を始め若年層に特に重点を置いて引き上げることを勧告しました。

特別給(期末手当・勤勉手当)についても、職員の年間支給月数が民間の年間支給割合を下回っていることから、職員の年間支給月数を0.10月分引き上げることを勧告しました。

(社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート))

- 3 さらに、人事院が掲げる人事管理の3つの重点課題(①多様で有為な人材の確保、②職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上、③Well-beingの実現に向けた環境整備)は、本県にも共通するものであることから、人事院勧告における給与制度のアップデートの趣旨を踏まえ、時代の要請に即した給与制度に抜本的に見直す必要があることを勧告しました。

(公務運営に関する事項)

- 4 この他、有為な人材の確保、人材育成、柔軟な働き方の推進、仕事と生活の両立支援、長時間勤務の解消等、ハラスメント防止対策及び心身の健康管理について報告しました。

議会及び知事におかれましては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、適切に対応されるよう要請します。

県民各位におかれましては、人事委員会が行う給与勧告の意義と職員の適正な勤務条件を確保することの必要性について、深い御理解をいただきたいと思います。

令和6年10月18日

岩手県人事委員会
委員長 渡辺 正和